

# 百五データ伝送サービス利用規定

## 1. (共通規定の適用)

本サービスの利用にあたって契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）は本規定に加え、「百五資金移動サービス、百五照会・連絡サービス、百五データ伝送サービス共通規定」（以下「共通規定」といいます）の各条項に従うこととします。

## 2. (サービスの内容)

百五データ伝送サービスは、依頼人が、百五銀行（以下「当行」といいます）との間で指定する通信手段（以下「メディア」といいます）による依頼にもとづき、以下のサービス（以下「本サービス」といいます）を利用できるものとします。

### (1) 取引受付サービス

① 取引受付サービスは、「総合振込サービス」「給与振込サービス」「口座振替サービス」「代金回収サービス」「地方税納付サービス」（以下「利用サービス」といいます）における振込・口座振替・税金など納付の各種データを伝送により依頼することができるサービスをいいます。

② 取引受付サービスは利用メディア「パソコン」「法人インターネット」で利用できるものとします。

### (2) 取引明細照会サービス

① 取引明細照会サービスは、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座および当座貸越口座の入出金明細または残高などの照会を行うことができるサービスをいいます。

② 取引明細照会サービスは利用メディア「パソコン」または「法人インターネット」で利用できるものとします。利用メディアが「法人インターネット」の場合、別途、当行所定の取引明細照会サービス利用にかかる基本手数料をお支払いください。尚、取引明細照会サービス利用にかかる基本手数料は「百五資金移動サービス、百五照会・連絡サービス、百五データ伝送サービス共通規定」に基づき取扱するものとします。

③ 取引明細照会サービスを利用するにあたっては、当行所定の方法および操作手順に基づいて「パソコン」または「法人インターネット」より所定の内容を送信してください。

④ 当行で受信した次の内容がお届けの内容と一致した場合は、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。一致を確認する内容は以下ア、イの通りとします。

ア 利用するメディアが「パソコン」の場合：「電話番号または VALUX 接続 ID、パスワード、センター確認コード、ファイルアクセスキー」

イ 利用するメディアが「法人インターネット」の場合：「ログイン ID（電子証明書に格納したものを含む）、各種パスワード」

## 3. (取引受付サービス・資金の決済)

(1) 取引受付サービスを利用するにあたっては、申込書にもとづく支払資金を振込（納付）指定日の前営業日までに申込書記載の振込（納付）資金引落口座（以下「指定口座」といいます）へ入金してください。当行は、この支払資金を指定口座から指定日に自動振替により引落すものとします。

(2) 支払資金の入金が遅延した場合には、当行は支払資金が決済されたことを確認するまで振込（納付）手続きを取扱わないことができます。

(3) 支払資金の引落にあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

## 4. (取引受付サービス・データの受付)

(1) 取引受付サービスにおいて依頼人が当行へ送信するデータの仕様は、当行所定のものとします。

(2) 各種伝送データは、当行所定の時間内に当行所定の送付先へ、利用サービスごとに定められた送信時限までに完了してください。

(3) 取引受付サービスの利用にあたっては、メディアごとに指定した確認コード、パスワードなどを所定の方法で送信してください。

(4) 当行で受信した利用メディアごとに定められた次の内容がお届けの内容と一致した場合は、送信者を依頼人としてデータの受付処理を行います。一致を確認する内容は下記 ①、② の通りとします。

① 利用メディアが「法人インターネット以外」の場合：「端末の電話番号または VALUX 接続 ID、パスワード、センター確認コード、ファイルアクセスキー」

② 利用メディアが「法人インターネット」の場合：「ログイン ID（電子証明書に格納したものを含む）、各種パスワード」

(5) 依頼人が送信し当行が受信、受付処理を行ったデータは、送信内容の変更・取消はできませんのであらかじめ

めご了承ください。

- (6) メディア「法人インターネット」以外の場合は、当行にデータを送信後、すみやかに当行所定の確認書に依頼人名、委託者コード、振込・振替・納付指定日、合計件数、合計金額を記入のうえ、当行所定の部署あてにファクシミリにより通知してください。

5. (取引受付サービス・各利用サービス規定)

取引受付サービスの利用にあたっては、各利用サービスに定められた以下の規定に従うものとします。

(1) 総合振込サービス取扱規定

- ① 総合振込サービスにおいて振込先として指定できるのは、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。
- ② 振込指定ができる預金種目は、当行所定の預金種目とします。
- ③ 依頼人が振込を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行うものとします。ただし、確認に際して必要ある場合、当行は依頼人に協力するものとします。
- ④ 当行は、データ伝送により依頼された振込明細にもとづき、振込指定日に当行所定の取扱方法により振込および入金手続きを行うこととします。
- ⑤ 当行は、被仕向店への振込不能分および被仕向店より返却された振込分が発生した場合、その明細をすみやかに依頼人に連絡するものとします。

(2) 給与振込サービス取扱規定

給与振込サービスの利用にあたっては、「給与振込に関する協定書」(第4条第2項を除きます)の定めに従うものとします。

(3) 口座振替サービス取扱規定

- ① 依頼人は、当行の事務統括部を取りまとめ店として当行の本支店における預金口座振替の収納事務を委託するものとします。
- ② 当行は振替日の3営業日後までに振替処理結果を通知します。なお、伝送データの振替結果コード欄には当行所定の区分コードを記録します。
- ③ 口座振替サービスの利用にあたっては、「預金口座振替に関する契約書」(第1条、第4条および第6条を除きます)の定めに従うものとします。

(4) 代金回収サービス利用規定

代金回収サービスの利用にあたっては、「預金口座振替に関する代金回収事務委託契約書」の定めに従うものとします。

(5) 地方税納付サービス利用規定

- ① 当行は、受信したデータにもとづき、納付指定日に納付先の地方公共団体あての納付手続きを行います。
- ② 当行は、納付手続き完了後、領収証書を交付します。